

令和6年第8回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月25日（水）午後1時45分～午後2時45分

2 開催場所 小鹿野町役場 1階 議場

3 出席委員 農業委員（12人） 農地利用最適化推進委員（7人）

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

9番 町田 考子 11番 新井 正志 12番 守屋 善雄

13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子 強矢 武夫

入澤 節子 市川 和男 増島 敏雄

4 欠席委員

農業委員 (1人) 3番 加藤 功一

農地利用最適化推進委員 (1人) 千島 政次

* 8番につきましては、辞任により欠番

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田嶋 哲也 事務局 田嶋 明弘

戸田 恭平

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第17号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について (2件)

日程第3 議案第18号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (1件)

日程第4 議案第19号
非農地の判断に係る調査について (1件)

報 告

- (1) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について (1件)
- (2) 農地改良に係る届出について (1件)
- (3) 6ヶ月後の現地確認について
令和6年3月申請分について (4件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。農振協議会後、引き続きの会議ということで大変お疲れ様です。只今より令和6年第8回小鹿野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、農業委員の3番 加藤功一委員さんより欠席の連絡が入っています。また、7番 高岸友行委員さんより遅刻の連絡が入っています。農地利用最適化推進委員の千島政次委員さんも欠席となります。</p> <p>小鹿野町農業委員会会議規則第6条 在任する委員の過半数を満たしておりますので、これより総会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>こんにちは。農振協議会が早く終わりましたので、早速始めたいと思います。先ほど吉田委員さんからも話がありましたように、昔の人は「暑さ寒さも彼岸まで」とよく言ったものだと思います。あれほど暑くて、天気予報では10月くらいまでは暑いということで、我々も思っていましたが、彼岸になって急に気温が下がりました。今朝はチョッキを着て野菜を売り場に出しに行きました。よく昔の人は言いましたね。</p> <p>それでは、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。小鹿野町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長となっていただき議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名をさせていただきます。今回は9番 町田 考子委員さん、11番 新井 正志委員さん、以上2名を御指名申し上げます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第2 議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年9月25日 小鹿野町農業委員会会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 謙渡人、謙受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとお</p>

すぐ隣にある畑です。平らで日当たりも良く、野菜、果樹の栽培に最も適している畑だと思います。問題は無いと思いました。

番号2ですが、譲受人の〇〇さんの自宅のすぐ隣りの畠になります。大きくなつた雑木や藤蔓、葛などが生い茂つて凄い状態になつてゐました。76歳とお伺いしましたが、本人が開墾、整地するということですので、大変な作業になるだらうと思います。畠として果樹を植え、大事な畠として守つていただけることはありがたいことだと思いました。パワーのある方だと思いました。

現地を確認して、余談になりますが、申請者の敷地内にも藤蔓が入ってきてています。大きくなつた雑木等も〇〇さんの自宅の方に入ってきて います。〇〇さんになると、苦痛なことではないかと思いました。私が 〇〇さんであれば、そのように感じると思います。申請事由に果樹の栽培をしたいとありますが、これは100%ではなくて、茂った状態を避けたいという理由も少しほは含まれているのではないかと勝手に思いながら現地確認をさせていただいて、その時に感じたことです。勿論問題は無いと思います。

以上です。

議長

現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。

話を聞きましたが、元々は太陽光発電を行うのでこの土地を売りたいということから始まったようです。どこかの会社が目を付けて太陽光発電を行う予定でしたが、○○さんがこの土地を私に譲ってもらえないかということだったそうです。このような生い茂った畑で良いのですかというやり取りがあったようです。重機等もありますので、譲り受けで果樹の栽培を行っていきたいということです。道隣りでどうしようもない所ですが、何年か経てば綺麗になると思います。6ヶ月後は無理かもしれませんのが、現地確認に行った時に見ていただくと綺麗になっていると思います。

御質疑のある方はいらっしゃいますか。

(質疑無し)

議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのお手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（2件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんの手をお願いいたします。</p> <p>（全員賛成）</p>
議長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、日程第3 議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」（1件）を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和6年9月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 譲渡人、譲受人、申請地、契約の内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、畠 4筆 面積 計〇, ○〇〇m²</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設です。</p> <p>申請事由は、当該地は平坦な土地であり、また、周囲に高い建築物などが無いため、日当たりが良好であることから太陽光発電施設として利用するのに最適であったため選定し申請となっております。</p> <p>申請地4筆のうち2筆は農用地であったため、除外から行っております。〇〇〇〇との電線への接続契約と売電契約が済んだため申請となりました。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の3ページ目が位置図になります。</p> <p>〇〇〇〇〇から西側の道路向かいとなります。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。
黒澤八重子 推進委員	<p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>議案第18号の番号1ですが、事務局から説明をしていただいたところです。申請地の隣りの〇〇〇〇-〇は既に太陽光が設置しております。</p>

	申請地は竹や大きな雑木等が生い茂っていますが、譲受人の会社の方で綺麗にするので大丈夫ですとのことでしたので、問題は無いと思います。大丈夫だと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	<p>質問ではなくて意見として申し上げます。</p> <p>譲受人は、私の家の近くで雑種地だった所に太陽光発電施設を造りました。農地とは関係ないですが、この事業は小鹿野用水の敷地まで食い込んでいます。現地は境界杭まであったにもかかわらず、小鹿野用水の用地に食い込んで施設を造っているのです。このことを役場の産業振興課に申し上げて、担当に先ほど立ち話で聞きましたら、現在も是正されていないとのことでした。私が見ても農業用地に勝手に建てた施設がそのままになっているということから、この案件は、農地法の基準では、不許可相當になるという事案ではないと思いますが、心情的にここを許可するのは好ましくないと思いまして、皆さんに反対の意見を伺いたいと思い、意見をさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	強矢推進委員さんからご意見がありました。その場所は、ため池と言いますか、○○○の○○○○○を上に行って、強矢さんの自宅から下ってきた所ですか。
強矢福司 推進委員	○○○○の県道と用水が交差している所です。○○○○○○○の入り口で、小鹿野用水の敷地です。
議長	そのことは役場も承知しているのですね。
事務局長	お答えさせていただきます。 ○○○○○○○○○側としては、境界を間違ったと言いますか、

	先代から教えてもらった境界の位置で認識して建てたということでしたが、その後、県から引き継いだ敷地図で、町と○○○○○○○○○○○○側と現地で立ち合いをしながら見てもらって、確かに食い込んでいる可能性が高いということを認識してもらいました。是正のお願いをしていくところですが、現在も是正されていないというところです。町としては、引き続き是正をお願いしていくことでございます。
議長	何cm、何mというのは分かりますか。
事務局長	全長で見ると10mを超えるくらいです。一番広い所で1mくらいで、それから0になる三角の敷地が用水側に食い込んでいると考えています。
議長	いつ頃その話はしましたか。
事務局長	6月頃だったと思っております。
議長	皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 町の敷地に食い込んでいたとすれば、是正してもらわないといけないと思います。太陽光発電施設は設置すると20年間はそのままになってしまいます。この業者は他の所にもいくつも太陽光発電施設を設置しています。設置のプロですので、その部分は直してもらうようにお願いできると思います。このようなことでよろしいでしょうか。 皆さんの方からいかがでしょうか。
	(意見無し)
議長	ご意見が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんのがん手でお願いしたいと思います。
	日程第3 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について（1件）の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の委員さんのがん手をお願いいたします。
	（賛成多数 賛成 10 反対 2）
議長	それでは、農業委員出席者の過半数を超えておりますので、許可相当と

	することに決定いたします。
議長	<p>続きまして、日程第4 議案第19号「非農地の判断に係る調査について」（1件）を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案説明の前に関連がありますので、前回総会で差し戻しを行った非農地判断の案件の報告と今回同封した非農地判断に関する資料についての2点を先に説明させていただきます。</p> <p>前回総会で差し戻しを行った非農地判断についての案件ですが、申請者に確認したところ、太陽光発電のために使うとのことでしたので、5条申請を行うよう話し、差し戻しをしました。5条申請を行う意思でしたが、今月の申請や相談には来ておりませんので報告いたします。</p> <p>前回総会で質問があった非農地判断後に建築等がされた場合、是正の申請をさせることができるかについて、埼玉県農業会議に確認したところ、農地でなくなっているため関与できないとのことでしたので報告いたします。非農地判断は、利用状況調査等を踏まえ、農地に該当するか否かについて判断を行い、農地に該当しないと判断した場合は直ちに農地台帳の整理を行うこととされております。</p> <p>次に、今回議案とともに添付しました非農地判断に関する資料についてですが、こちらは国や県からの通知による判断基準について必要事項を抜粋したものとなります。国が示している判断基準については、前回もお話しした2つとなり、改めて読み上げさせていただきます。資料表紙の中段【運用通知第4の（4）の基準】をご覧ください。</p> <p>農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。</p> <p>ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合</p> <p>イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合</p> <p>となります。</p> <p>インデックス4の写真がついたページをご覧ください。見ていただく</p>

	<p>と分かり易いと思いますが、下段の再生利用が困難な農地が非農地判断の対象となってきます。先ほどの2つの基準のイで、非農地判断をする際の周囲の状況については、裏面 最終ページの2に考え方が記載されておりますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>資料の説明は以上とさせていただきますが、こちらの資料は、今回限りではなく、今後の非農地判断の参考として、該当する案件がありましたらその都度参考にしていただきたいと思います。</p> <p>前置きが長くなりましたが、申請の説明に移ります。</p> <p>議案第19号 非農地の判断に係る調査について審議されたい。令和6年9月25日 小鹿野町農業委員会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 申請人、申請地、申請内容等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、畠 7筆 面積 計○, ○○○m²</p> <p>申請理由は、当該申出地は樹木が生い茂り山林化している状況から、今後農地としての利用が困難なためとなります。</p> <p>申請時に聞いた話では、今回の申出地の他にも畠や空き家があり、今後不動産売買をする際に、すでに山林化してしまって畠として使えないような所を今回申請しており、農地として使えそうな所は買い手がついた場合、3条申請することです。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。別止め資料の4ページ目から6ページ目が位置図になります。</p> <p>4ページ目と5ページ目については、国道○○○○○を○○○○○○から西側に○○○mほど進んだ左手となります。</p> <p>6ページ目については、4ページ目と5ページ目の位置の○○○mほど北側の山の中となります。</p> <p>以上で事務局からの説明とさせていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p> <p>現地確認の報告をいたします。</p> <p>議案第19号 非農地の判断についてです。</p> <p>○○○○については、庭畠だったと思われます。現在は、大きな太いキウイフルーツの木が何本もあり、沢山実っていました。松の木、蔓草が生い茂って凄い状態になっていました。畠としての使用は無理だと思いました。</p> <p>○○○○-○、○○○○-○、○○○○-○はまとめての報告になります。こちらは、柚子の木、雑木が大木になっていて、急斜面で畠とし</p>
--	--

	<p>て使うのは無理だと判断しました。</p> <p>○○○○と○○○○は大木になったイチョウが2本あり、太い雑木も沢山あり、藤蔓等が生い茂っており、畑が崩れてしまったのではないかと思えるような感じで、急な崖地で畑として復元するのは無理だと判断しました。</p> <p>○○○○は航空写真で確認しました。全体が山林化しているので畑として使うことは無理だと判断しました。</p> <p>以上、7筆全てが非農地判断に関する資料の33ページの(4)のアに該当すると思われますので、非農地としての判断で大丈夫だと思いました。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(質疑無し)</p>
議長	<p>御質疑が無いようですので、採決をさせていただきます。採決には、委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>日程第4 議案第19号 非農地の判断に係る調査について(1件)の採決を行います。本件につきましては申請通り非農地の判断とともに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	全員賛成によりまして非農地の判断とすることに決定いたします。
議長	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>(1) 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知について(1件)</p> <p>(2) 農地改良に係る届出について(1件)</p> <p>(3) 6ヶ月後の現地確認について 令和6年3月申請分について(4件)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告させていただきます。</p> <p>報告1 農地法第18条第6項の規定による通知があったもの</p>

	<p>次に6ヶ月後の確認です。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の番号1ですが、着工中で基礎工事を行つていました。問題は無いと思います。</p> <p>番号2ですが、着工中です。6割ほど完成していました。問題は無いと思います。</p> <p>番号3ですが、追認です。問題は無いと思います。</p> <p>次に報告1 農地改良についてです。</p> <p>農地改良は完了していました。一部片隅に野菜が植わっていました。ゴーヤ、オクラ、ミニトマトが作ってありました。来年くらいから耕作を始めるのではないかと思いました。</p> <p>報告2の農地改良については、○○○○○○に○○○○○○という○○○があります。その横です。皆さんも時々見ていただければよろしいと思います。</p>
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>私の方から提案させていただきます。先月の総会で農業委員の改選について意見がありました。皆さんにお諮りしたいと思います。</p> <p>現在は、農業委員会を農業委員、推進委員22名で行っていますが、人数の削減を提案したいと思います。皆さんに了解していただいて、削減をする場合は、12月の議会で諮らなければならないです。定員は農業委員14名、推進委員8名となっていますが、現状は20名で行っていると皆さんも感じていると思います。現在の22名で公募する必要はないのではないかと思いました。皆さんのお意見をお伺いしたいと思います。</p>
強矢福司 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
強矢福司 推進委員	意見を申し上げる前に先ほどの農地改良について一言付け加えさせていただきます。○○○○○○○○○○○○が施行するとなっていますので、怪しいと思い調べてみましたが、○○で農業を活発にしようということで、中心になって行っている○○○○さんが作った会社ということでした。
	農業体験等を沢山行っているようです。この会社が上手く小鹿野町に定着していただいて、良い事業を行っていただければ良いと思いました、報

	<p>告させていただきました。</p> <p>委員の定数の問題ですが、推進委員制度を設けるに当たって、国がなぜ推進委員制度を設けたかと言いますと、平成の市町村合併で農業委員会も当然統合になるということで、農業委員会の委員の定数が減ってしまいました。そのような中で、農業の問題は各地域に農業委員さんがいらっしゃって、不耕作の農地を耕作するように、というようにいろいろなアドバイスを行っているのです。現状を農業委員会の中に反映させるということになっています。より多くの意見が出せる場とすると、委員さんの人数が必要ではないかと思っています。小鹿野町も両神と小鹿野で合併した当時の人数は現在より多かったと思います。農業委員の人数が減ると推進する方が減ってくるので、農業も右肩下がりのような状態が起こるのではないかと思っています。</p> <p>私が県の関係で働いていた時に農業委員の少ない村がありました、苦戦をしていたようです。私は、増やすことはしなくとも現状の人数で良いと思っています。</p>
議 長	<p>なぜ人数の削減を提案したかと言いますと、以前は、各地域で推薦された中で農業委員が何人ということで決まりました。農業委員と推進委員の体系になってからは、農業委員は今までどおり各地区で地区割りのような形で出て来ていますが、推進委員は農業をする人が地区でも少ないので出せない、公募をしても足りないという状況です。前回は足りなくて頼んでしていただくような状況でした。公募をして人数が足りないのに、頭数を揃えるためというのでは、人数は要らないと思います。2名くらいは減で良いのではないかと思っています。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
14番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
14番委員	お伺いしたいと思います。農業委員に限りますが、例えば、人口に対して何名、面積に対して何名、というように指針や基準があるのでしょうか。
事務局	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>農業委員会の委員の定数については、定めがあります。区分が(1)(2)</p>

	<p>(3) とありますて、小鹿野町は（1）の区分に該当しています。</p> <p>(1) の区分の要件として、2つあります。</p> <p>① 10アール以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数（基準農業者数という。）が1, 100以下の農業委員会</p> <p>② その区域内の農地面積が1, 300ヘクタール以下の農業委員会 この場合は、推進委員を委嘱する農業委員会の農業委員の定数の上限は14人ということで、現在は上限どおりの定数になっています。</p> <p>古い資料になりますが、何年か前に調べた小鹿野町の農地面積は、1, 300ヘクタールを少し下回るくらいになっておりました。</p> <p>このような区分と条件があります。</p>
14番委員	ありがとうございました。
議長	他にございますか。
黒澤忠弘 推進委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
黒澤忠弘 推進委員	認定農業者が農業委員の過半数を占めることとなっています。県からは、他の市町村に比べると小鹿野町は認定農業者が極端に少ないと言われます。実際のところ、有効な認定農業者は何名くらいですか。
事務局 (戸田)	現在認定農業者の担当の方で精査をしておりまして、正確な人数は申し上げられないですが、基準で定められた人数がいることは認識しております。
黒澤忠弘 推進委員	人数はいると思いますが、その人が認定農業者を続けられるかということを把握しないといけないのではないかと思います。
事務局 (戸田)	認定農業者の精査をしておりますので、分かり次第、人数がはっきりすると思います。

黒澤忠弘 推進委員	現在認定農業者になるような方を育てていますが、それほど増えないです。先々経営が難しくなってくるのは止むを得ないと思います。
事務局	<p>説明をさせていただきます。</p> <p>農業委員の認定農業者過半要件の例外というのもあります。委員の過半数を認定農業者及び次に掲げる者（準ずる者）とすることについて、市町村議会の同意を得ることが出来た場合については、過半数に満たなくとも大丈夫というような決まりもあります。</p>
1番委員	はい。
議長	はい、どうぞ。
1番委員	<p>私は人数を減らすことについては反対です。昔と違って農業委員さんに農地の調査で回っていただくこともあります。本日の案件にもありましたが、非農地判断ということで、その土地が本当に農業に向かない、農業が出来ない土地かどうかを判定するのは、農業委員さんが実際に見ないと分からぬことだと思います。今後現地を見ることが増えてくるとしたら、人数を減らすのはどうかということがありますので、出来れば現状維持で良いのではないかと思います。</p> <p>農業委員としての意見ですが、町としては、予算等いろいろありますので、人数を削減するというのであれば、農業委員会としては検討していかなければいけないと思います。私たち自らが減らした方が良いという意見を言うのはどうかと個人的に思います。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(無し)</p>
議長	それでは、現状維持か削減するかで挙手をしていただきたいと思います。よろしいですか。
	(はい。の声)
議長	現状維持に賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

	(賛成多数)
議 長	<p>賛成多数によりまして現状維持の人数とすることに決定いたします。</p> <p>この後、公募をしますが、公募をして人数が足りなかつた場合は、見つける必要があるか確認しておきたいと思います。前回は22人という中で、地区で推薦をしていただいたりしていろいろな方が出てきましたが、公募をして人数が足りませんでしたので、最終的にお願いして委員になつていただいたということです。現状維持ということですので、人数を合わせるということであれば、前回のようにしなければならないと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>農林水産省から出ている資料の中で、定数に満たなかつた場合の説明があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 推薦・募集の期間を延長すること ② 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して積極的に働きかけること <p>以上のように定数を満たす努力をする必要があります。このような努力を行つてもなお、定数を満たすことが困難な場合には、町長が適當と認める者を委員の候補者としたり、農業委員会が推進委員を委嘱することも可能です。</p> <p>定数に満たなかつた場合は、努力する必要があります。</p>
議 長	<p>分かりました。昔は選挙で農業委員を決めたことがありました。地区で割り振りがあつた中で、全員が選挙権があつたわけではありませんでした。農業の条件で町に登録している方でないと選挙権が無いということで騒ぎになつたことが1回ありました。それくらい皆さんのが本気で出でてくれれば良いと思います。3年前に公募しても足りないので、お願いして委員になつていただきましたが、出席状況が悪いということがありました。報酬をいただいているということがありますので話をさせていただきました。人格で判断して選んでいただきたいと思います。</p> <p>それでは、現状維持でよろしくお願ひいたします。</p> <p>皆さんから何かございますか。</p>
	(無し)
議 長	事務局よりお願いいたします。

事務局	<p>1点その他で報告がございます。</p> <p>女性農業委員さんの机の上に令和6年度関東ブロック女性農業委員等研修会の開催通知を配布しております。</p> <p>こちらは、関東ブロックということで、昨年は栃木県で行われましたが、今年は埼玉県が開催県となり、11月15日 金曜日 午後1時30分より埼玉県県民健康センターにて行われます。</p> <p>女性委員さんで参加される方がいらっしゃいましたら各自で行っていただくことになりますが、交通費を確保しております。今月中に事務局まで出欠の報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>女性委員さんに配布しております。出来るだけ6人の方全員に行っていただきたいと思います。日当は出ないそうですが、電車賃は出るそうですのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局から他に無いようですので、議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>皆さんには慎重、御審議いただきましてありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして令和6年第8回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。</p>